

「動物性加工たん白の輸入一時停止措置について」(農林水産省消費・安全局長通知)を改正し、浄水ろ過材用骨炭の輸入を認めることについて

1. 概要

- (1) 現在、BSEの我が国への侵入を防止するため、骨炭等の動物性加工たん白は、原則として輸入を禁止しているが、このうち、精糖用骨炭並びに精糖用及び浄水ろ過材用骨炭製造用砕骨については、人や家畜に直接供されるものではないことから、BSE非発生国原産の健康な家畜由来であることや適切に加工処理を行うこと等を条件として輸入を認めているところである。
- (2) 浄水ろ過用の骨炭については、浄水ろ過材用骨炭製造用砕骨から国内で製造されており、これまで輸入が停止されていたところであるが、今般、国内製造工場の停止による供給量の低下に伴う輸入需要の増加を踏まえ、浄水ろ過材用骨炭製造用砕骨及び精糖用骨炭の条件を踏まえた以下の条件を満たす場合に限り、輸入を認める旨の関係通知の改正を行うこととしている。
- ① BSE非発生国原産の健康な家畜由来であること
 - ② 特定危険部位を含まないこと
 - ③ 700℃から800℃の温度で、8時間以上の熱処理を行うこと
 - ④ 浄水ろ過剤用として使用し、家庭用としては使用しないこと
 - ⑤ 残さの焼却処分を実施すること
 - ⑥ 使用計画書、使用記録及び残さ処分記録等を提出すること
- (3) 今般行うこととしている浄水ろ過材用の骨炭の輸入解禁の通知改正については、
- ① 現在国内で実施している浄水ろ過材用骨炭製造用砕骨と同一の熱処理をあらかじめ海外で実施した最終製品を単に輸入することを認めるものであること、
 - ② 現在輸入を認めている精糖用骨炭と同様に液体をろ過するために使用する浄水用骨炭を認めるものであり、ろ過する液体が糖液か原水であるかの違いにすぎないこと
- から、国内で生産されている骨炭とリスクに変わりはないと考えられる。

2. 今後の予定

食品安全委員会の回答を受けた上で、「動物性加工たん白の一時輸入停止措置について」(平成17年8月12日付け17消安第2891号農林水産省消費・安全局長通知)を改正し、浄水ろ過材用骨炭の輸入を認めることとする。

○精糖用及び浄水用碎骨・骨炭の用途及び品目別の輸入停止措置の解除状況

◎第3回BSE対策検討会(H13年12月)の評価を受け、H14年2月に輸入停止解除

精糖用骨炭製造用碎骨

(輸入時の確認事項)

- ①輸出国政府発行の証明書
 - ・BSE非発生国原産
 - ・健康畜由来
 - ・特定危険部位を含まないこと
- ②加工計画書



(輸入後の確認事項)

- ①指定場所で処理
- ②防疫上安全な方法で指定場所まで輸送
- ③700～800℃、8時間以上で炭化処理
- ④精糖工場で精糖用として使用
- ⑤残さの焼却処分
- ⑥使用記録、出荷記録、残さ処分記録

精糖用骨炭

(輸入時の確認事項)

- ①輸出国政府発行の証明書
 - ・BSE非発生国原産
 - ・健康畜由来
 - ・特定危険部位を含まないこと
 - ・700～800℃、8時間以上で炭化処理
- ②使用計画書



(輸入後の確認事項)

- ①精糖工場で精糖用として使用
- ②残さの焼却処分
- ③使用記録、残さ処分記録

◎第4回BSE対策検討会(H14年9月)の評価を受け、H14年11月に輸入停止解除

浄水ろ過材用骨炭製造用碎骨

(輸入時の確認事項)

- ①輸出国政府発行の証明書
 - ・BSE非発生国原産
 - ・健康畜由来
 - ・特定危険部位を含まないこと
- ②加工計画書



(輸入後の確認事項)

- ①指定場所で処理
- ②防疫上安全な方法で指定場所まで輸送
- ③700～800℃、8時間以上で炭化処理
- ④飲料水工場等で浄水ろ過材用として使用
- ⑤家庭用浄水ろ過用には使用されないこと
- ⑥残さの焼却処分
- ⑦使用記録、出荷記録、残さ処分記録

(案)

浄水ろ過材用骨炭

(輸入時の確認事項)

- ①輸出国政府発行の証明書
 - ・BSE非発生国原産
 - ・健康畜由来
 - ・特定危険部位を含まないこと
 - ・700～800℃で8時間以上炭化処理
- ②使用計画書



(輸入後の確認事項)

- ①飲料水工場等で浄水ろ過材用として使用
- ②家庭用浄水ろ過用には使用されないこと
- ③使用記録、残さ処分記録
- ④残さの焼却処分

新旧対照表
「動物性加工たん白の輸入一時停止措置について」
(平成17年8月12日付け17消安第2891号消費・安全局長通知)

改 正 後	現 行
動物性加工たん白の輸入一時停止措置に係る輸入検疫実施要領 1 この要領は、我が国に輸入される動物性加工たん白の安全性が確認されるまでの間、動物性加工たん白の輸入検疫に関する暫定的な取扱いを定めるものとする。 2 すべての国及び地域から我が国に輸入される動物性加工たん白のうち、次に掲げるものについては、動物検疫所における輸入検疫証明書の発行を停止するものとする。 (1) 飼料(飼料添加物を含む。以下同じ。)及び肥料に供される動物性加工たん白であって、次に掲げるもの ① 骨粉(碎骨並びに Steamed bone grist、Steamed bone grain 等蒸製骨粉(Steamed bone meal)とは名称及び形状が異なるが加工工程が同様のものを含む。以下同じ。) ② 肉粉 ③ 肉骨粉 ④ 血粉、乾燥血しょうその他の血液製品(医療用、医薬品用、試験研究用又は化粧品用に供されるものを除く。) ⑤ 皮粉 ⑥ 羽毛粉 ⑦ 蹄粉	動物性加工たん白の輸入一時停止措置に係る輸入検疫実施要領 1 この要領は、我が国に輸入される動物性加工たん白の安全性が確認されるまでの間、動物性加工たん白の輸入検疫に関する暫定的な取扱いを定めるものとする。 2 すべての国及び地域から我が国に輸入される動物性加工たん白のうち、次に掲げるものについては、動物検疫所における輸入検疫証明書の発行を停止するものとする。 (1) 飼料(飼料添加物を含む。以下同じ。)及び肥料に供される動物性加工たん白であって、次に掲げるもの ① 骨粉(碎骨並びに Steamed bone grist、Steamed bone grain 等蒸製骨粉(Steamed bone meal)とは名称及び形状が異なるが加工工程が同様のものを含む。以下同じ。) ② 肉粉 ③ 肉骨粉 ④ 血粉、乾燥血しょうその他の血液製品(医療用、医薬品用、試験研究用又は化粧品用に供されるものを除く。) ⑤ 皮粉 ⑥ 羽毛粉 ⑦ 蹄粉

- ⑧ 角粉
- ⑨ 臓器粉
- ⑩ 加水分解たん白
- ⑪ 魚粉
- ⑫ 動物性油脂

⑬ 動物性粉末油脂（動物性油脂にカゼイン、デンプン等を添加して粉末化したもの）

- ⑭ 獣脂かす
- ⑮ 第二リン酸カルシウム
- ⑯ ゼラチン
- ⑰ コラーゲン
- ⑱ オセイン

（２）（１）の①から⑱までを成分とした飼料・肥料となる可能性があるもの

３ ２の規定にかかわらず、次に定める要件を満たす動物性加工たん白については、動物検疫所における輸入検査を実施の上、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められる場合は、輸入検疫証明書を発行することができる。

（１）骨粉のうち、1,000℃以上で灰化处理されたことが輸出国政府機関により証明されたもの

（２）魚粉のうち、製造工場において魚粉以外の動物性加工たん白を使用していないことが輸出国政府機関により証明されたもの

（３）動物性油脂のうち、不溶性不純物の含有量が 0.15 %以下であることが輸出国政府機関により証明されたもの

（４）第二リン酸カルシウムのうち、鉱物由来のもの又は生物由来のものであって脂肪及びたん白を含有しないものであることが輸出国政府機関により証明されたもの

（５）ゼラチン及びコラーゲンのうち、皮由来のもの又は骨由来のもの

- ⑧ 角粉
- ⑨ 臓器粉
- ⑩ 加水分解たん白
- ⑪ 魚粉
- ⑫ 動物性油脂

⑬ 動物性粉末油脂（動物性油脂にカゼイン、デンプン等を添加して粉末化したもの）

- ⑭ 獣脂かす
- ⑮ 第二リン酸カルシウム
- ⑯ ゼラチン
- ⑰ コラーゲン
- ⑱ オセイン

（２）（１）の①から⑱までを成分とした飼料・肥料となる可能性があるもの

３ ２の規定にかかわらず、次に定める要件を満たす動物性加工たん白については、動物検疫所における輸入検査を実施の上、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められる場合は、輸入検疫証明書を発行することができる。

（１）骨粉のうち、1,000℃以上で灰化处理されたことが輸出国政府機関により証明されたもの

（２）魚粉のうち、製造工場において魚粉以外の動物性加工たん白を使用していないことが輸出国政府機関により証明されたもの

（３）動物性油脂のうち、不溶性不純物の含有量が 0.15 %以下であることが輸出国政府機関により証明されたもの

（４）第二リン酸カルシウムのうち、鉱物由来のもの又は生物由来のものであって脂肪及びたん白を含有しないものであることが輸出国政府機関により証明されたもの

（５）ゼラチン及びコラーゲンのうち、皮由来のもの又は骨由来のもの

であって、頭蓋骨及び椎骨（尾椎を除く。）が除去され、かつ、加圧下での洗浄、酸による脱灰処理、長期のアルカリ処理（石灰漬）、ろ過及び138℃以上4秒間の殺菌処理が行われたことが輸出国政府機関により証明されたもの

（6）次のアからウまでに定める動物性加工たん白であって、別添の消火剤用蒸製蹄角粉等に係る輸入検疫実施細則に規定する要件を満たすもの

ア 消火剤用蒸製蹄角粉

イ 砕骨（精糖用骨炭製造用、浄水ろ過材用骨炭製造用又は軸薬用骨炭製造用のものに限る。）

ウ 骨炭（精糖用又は浄水ろ過材用のものに限る。）

（7）（1）から（6）までに定めるもののほか、関係法規に基づき、日本国内における製造又は出荷停止措置が解除された飼料及び肥料に供される動物性加工たん白のうち、輸出国において我が国と同等の安全確保措置が講じられているとして家畜衛生条件を取り決めて輸入されるもの

（8）ペットフードのうち、家畜用飼料として転用される可能性のないもの

別添

消火剤用蒸製蹄角粉等に係る輸入検疫実施細則

消火剤用蒸製蹄角粉、砕骨（精糖用骨炭製造用、浄水ろ過材用骨炭製造用又は軸薬用骨炭製造用に限る。以下同じ。）及び骨炭（精糖用又は浄水ろ過材用に限る。以下同じ。）に係る輸入検疫証明書の発行に関する事務は、以下に定めるところに従って実施するものとする。

1 消火剤用蒸製蹄角粉

であって、頭蓋骨及び椎骨（尾椎を除く。）が除去され、かつ、加圧下での洗浄、酸による脱灰処理、長期のアルカリ処理（石灰漬）、ろ過及び138℃以上4秒間の殺菌処理が行われたことが輸出国政府機関により証明されたもの

（6）次のアからウまでに定める動物性加工たん白であって、別添の消火剤用蒸製蹄角粉等に係る輸入検疫実施細則に規定する要件を満たすもの

ア 消火剤用蒸製蹄角粉

イ 砕骨（精糖用骨炭製造用、浄水ろ過材用骨炭製造用及び軸薬用骨炭製造用に限る。）

ウ 精糖用骨炭

（7）（1）から（6）までに定めるもののほか、関係法規に基づき、日本国内における製造又は出荷停止措置が解除された飼料及び肥料に供される動物性加工たん白のうち、輸出国において我が国と同等の安全確保措置が講じられているとして家畜衛生条件を取り決めて輸入されるもの

（8）ペットフードのうち、家畜用飼料として転用される可能性のないもの

別添

消火剤用蒸製蹄角粉等に係る輸入検疫実施細則

消火剤用蒸製蹄角粉、砕骨（精糖用骨炭製造用、浄水ろ過材用骨炭製造用及び軸薬用骨炭製造用に限る）及び精糖用骨炭に係る輸入検疫証明書の発行に関する事務は、以下に定めるところに従って実施するものとする。

1 消火剤用蒸製蹄角粉

(1) 検査証明書の添付

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、別紙1に定めるBSE発生国等以外の国又は地域（以下「輸出国等」という。）の政府機関が発行した以下の条件を記載した検査証明書の添付を確認すること。

ア 当該品は、輸出国等原産であること。

イ 当該品は、健康な家畜由来であること。

ウ 当該品の原料となる蹄及び角は、特定部位（反すう動物の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄、脊柱（骨、背根神経節等の構成部分）及び回腸遠位部（盲腸接続部より2メートルの部分）をいう。以下同じ。）による汚染のない方法で採取されたものであり、かつ、これらを含まないこと。

エ 当該品は、別紙2に定めるOIE（国際獣疫事務局）の基準（国際動物衛生規約11.5.19）と同程度の基準を満たす加熱処理を行ったものであること。

(2) 輸入検査及び加工処理について

ア 当該品の輸入検査及び加工処理を行う場所（以下「検査加工処理場」という。）は、法第40条第3項の規定に基づき指定された場所であることを確認すること。なお、検査加工処理場については、原則として動物検疫所ホームページに公表すること。

イ 当該品の検査加工処理場への搬入に際し、家畜防疫上安全な方法で輸送されることを確認すること。

ウ 当該品は消火剤用蛋白系気泡剤として加工処理されることを確認すること。

(3) 加工計画等の提出

当該品の輸入に際し、輸入者（検査加工処理場責任者を含む。以下同じ。）から、当該品の加工計画等を提出させること。

(4) 残さの処理

ア 当該品の加工等によって生じる残さについて、飼料又は肥料に用い

(1) 検査証明書の添付

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、別紙1に定めるBSE発生国等以外の国又は地域（以下「輸出国等」という。）の政府機関が発行した以下の条件を記載した検査証明書の添付を確認すること。

ア 当該品は、輸出国等原産であること。

イ 当該品は、健康な家畜由来であること。

ウ 当該品の原料となる蹄及び角は、特定部位（反すう動物の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄、脊柱（骨、背根神経節等の構成部分）及び回腸遠位部（盲腸接続部より2メートルの部分）をいう。以下同じ。）による汚染のない方法で採取されたものであり、かつ、これらを含まないこと。

エ 当該品は、別紙2に定めるOIE（国際獣疫事務局）の基準（国際動物衛生規約附則3.6.3）と同程度の基準を満たす加熱処理を行ったものであること。

(2) 輸入検査及び加工処理について

ア 当該品の輸入検査及び加工処理を行う場所（以下「検査加工処理場」という。）は、法第40条第3項の規定に基づき指定された場所であることを確認すること。なお、検査加工処理場については、原則として動物検疫所ホームページに公表すること。

イ 当該品の検査加工処理場への搬入に際し、家畜防疫上安全な方法で輸送されることを確認すること。

ウ 当該品は消火剤用蛋白系気泡剤として加工処理されることを確認すること。

(3) 加工計画等の提出

当該品の輸入に際し、輸入者（検査加工処理場責任者を含む。以下同じ。）から、当該品の加工計画等を提出させること。

(4) 残さの処理

ア 当該品の加工等によって生じる残さについて、飼料又は肥料に用い

られることのないよう焼却処分するよう指示すること。

イ 輸入者から、残さの処分に関する記録等を提出させること。

2 砕骨

(1) 検査証明書の添付

法第37条第1項の規定に基づき、輸出国等の政府機関が発行した以下の条件を記載した検査証明書の添付を確認すること。

ア 当該品は、輸出国等原産であること。

イ 当該品は、健康な家畜由来であること。

ウ 当該品の原料となる骨は、特定部位による汚染のない方法で採取されたものであり、かつ、これらを含まないこと。

(2) 輸入検査及び加工処理について

ア 検査加工処理場は、法第40条第3項の規定に基づき指定された場所であることを確認すること。なお、検査加工処理施設については、原則として動物検疫所ホームページに公表すること。

イ 当該品の検査加工処理場への搬入に際し、家畜防疫上安全な方法で輸送されることを確認すること。

ウ 当該検査加工処理場において、当該品が700～800℃で8時間以上の炭化処理がなされることを確認すること。

エ 当該品は精糖用骨炭、浄水ろ過材用骨炭又は粘薬用骨炭の原料として加工処理されることを確認すること。

(3) 加工計画等の提出

当該品の輸入に際し、輸入者から、当該品の加工計画、製造後の出荷記録等を提出させること。

(4) 残さの処理

ア 当該品の加工等によって生じる残さについて、飼料又は肥料に用いられることのないよう焼却処分するよう指示すること。

イ 輸入者から、残さの処分に関する記録等を提出させること。

(5) 製造された骨炭の確認事項

られることのないよう焼却処分するよう指示すること。

イ 輸入者から、残さの処分に関する記録等を提出させること。

2 砕骨（精糖用骨炭製造用、浄水ろ過材用骨炭製造用及び粘薬用骨炭製造用に限る。）

(1) 検査証明書の添付

法第37条第1項の規定に基づき、輸出国等の政府機関が発行した以下の条件を記載した検査証明書の添付を確認すること。

ア 当該品は、輸出国等原産であること。

イ 当該品は、健康な家畜由来であること。

ウ 当該品の原料となる骨は、特定部位による汚染のない方法で採取されたものであり、かつ、これらを含まないこと。

(2) 輸入検査及び加工処理について

ア 検査加工処理場は、法第40条第3項の規定に基づき指定された場所であることを確認すること。なお、検査加工処理施設については、原則として動物検疫所ホームページに公表すること。

イ 当該品の検査加工処理場への搬入に際し、家畜防疫上安全な方法で輸送されることを確認すること。

ウ 当該検査加工処理場において、当該品が700～800℃で8時間以上の炭化処理がなされることを確認すること。

エ 当該品は精糖用骨炭、浄水ろ過材用骨炭又は粘薬用骨炭の原料として加工処理されることを確認すること。

(3) 加工計画等の提出

当該品の輸入に際し、輸入者から、当該品の加工計画、製造後の出荷記録等を提出させること。

(4) 残さの処理

ア 当該品の加工等によって生じる残さについて、飼料又は肥料に用いられることのないよう焼却処分するよう指示すること。

イ 輸入者から、残さの処分に関する記録等を提出させること。

(5) 製造された骨炭の確認事項

ア (2)において製造された骨炭を使用する場所は、当該骨炭が精糖用、浄水ろ過材用又は釉薬用として使用される場所であることを確認すること。

イ 浄水ろ過材用のものは、家庭用浄水器用ろ過材用として使用されないことを確認すること。

ウ 当該場所の管理者から、骨炭の使用記録等を提出させること。

エ 精糖用のものの使用後、再利用される目的で約500℃で3時間以上で加熱処理する際に生じる残さについては、飼料に用いられることのないよう焼却処分し、又は産業廃棄物として処分するよう指示するとともに、当該場所の管理者から、処分に関する記録簿等を提出させること。ただし、肥料用の用途に供する場合はこの限りではない。

オ 浄水ろ過材用のものの使用後の残さについては、飼料又は肥料に用いられることのないように焼却処分し、又は産業廃棄物若しくは一般廃棄物として処分するよう指示するとともに、当該場所の管理者から、処分に関する記録等を提出させること。

カ 釉薬用のものの使用後の残さについては、飼料又は肥料に用いられることのないよう焼却処分するよう指示すること。

3 骨炭

(1) 検査証明書の添付

輸出国等の政府機関が発行した以下の条件を記載した検査証明書の添付を確認すること。

ア 当該品は、輸出国等原産であること。

イ 当該品は、健康な家畜由来であること。

ウ 当該品の原料となる骨は、特定部位による汚染のない方法で採取されたものであり、かつ、これらを含まないこと。

エ 当該品は、700～800℃で8時間以上の炭化処理がされたものであること。

(2) 使用場所について

ア (2)において製造された骨炭を使用する場所は、当該骨炭が精糖用、浄水ろ過材用又は釉薬用として使用される場所であることを確認すること。

イ 浄水ろ過材用骨炭は、家庭用浄水器用ろ過材用骨炭として使用されないことを確認すること。

ウ 当該場所の管理者から、骨炭の使用記録等を提出させること。

エ 精糖用骨炭の使用後、再利用される目的で約500℃で3時間以上で加熱処理する際に生じる残さについては、飼料に用いられることのないよう焼却処分し、又は産業廃棄物として処分するよう指示するとともに、当該場所の管理者から、処分に関する記録簿等を提出させること。ただし、肥料用の用途に供する場合はこの限りではない。

オ 浄水ろ過材用骨炭の使用後の残さについては、飼料又は肥料に用いられることのないように焼却処分し、又は産業廃棄物若しくは家庭系一般廃棄物として処分するよう指示するとともに、当該場所の管理者から、処分に関する記録等を提出させること。

カ 釉薬用骨炭の使用後の残さについては、飼料又は肥料に用いられることのないよう焼却処分するよう指示すること。

3 精糖用骨炭

(1) 検査証明書の添付

輸出国等の政府機関が発行した以下の条件を記載した検査証明書の添付を確認すること。

ア 当該品は、輸出国等原産であること。

イ 当該品は、健康な家畜由来であること。

ウ 当該品の原料となる骨は、特定部位による汚染のない方法で採取されたものであり、かつ、これらを含まないこと。

エ 当該品は、700～800℃で8時間以上の炭化処理がされたものであること。

(2) 使用場所について

ア 当該品を使用する場所は、当該品が精糖用又は浄水ろ過材用として使用される場所であることを確認すること。

イ 浄水ろ過材用のものは、家庭用浄水器用ろ過材用骨炭として使用されないことを確認すること。

(3) 使用記録等の提出

当該品の輸入に際し、輸入者から、当該品の使用計画、使用記録等を提出させること。

(4) 残さの処理

ア 精糖用のものの残さの処理については、2の(5)のエに準じて処理すること。

イ 浄水ろ過材用のものの使用後の残さについては、2の(5)のオに準じて処理すること。

別紙1

オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国

別紙2

OIE国際動物衛生規約

肉骨粉中の牛海綿状脳症の感染性を弱める処理法

11. 5. 19. 項

反すう動物由来のたん白を含む肉骨粉の生産において伝達性海綿状脳

当該品を使用する場所は、当該品が精糖用として使用される場所であることを確認すること。

(3) 使用記録等の提出

当該品の輸入に際し、輸入者から、当該品の使用計画、使用記録等を提出させること。

(4) 残さの処理

精糖用骨炭の残さの処理については、2の(5)のエに準じて処理すること。

別紙1

オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国

別紙2

OIE国際動物衛生規約附則3. 6. 3

伝達性海綿状脳症因子の感染性を弱める処理法

3. 6. 3. 1項

肉骨粉

反すう動物由来のたん白を含む肉骨粉の生産において伝達性海綿状脳

症因子の感染性を弱めるには、以下の処理法を用いるべきである。

1. 生材料については、加熱処理を行う前に粒子の大きさが最大 5 0 m m になるまで縮小させること。
2. 生材料については、湿熱 1 3 3 °C 以上の温度で、2 0 分、3 気圧の加熱処理を行うこと。

OIE International Animal Health Code

Procedures for the reduction of BSE infectivity in meat-and-bone meal

Article 11.5.19.

The following procedure should be used to reduce the infectivity of any transmissible spongiform encephalopathy agents which may be present during the production of *meat-and-bone meal* containing ruminant proteins.

1. The raw material should be reduced to a maximum particle size of 50 mm before heating.
2. The raw material should be heated under saturated steam conditions to a temperature of not less than 133 °C for a minimum of 20 minutes at an absolute pressure of 3 bar.

症因子の感染性を弱めるには、以下の処理法を用いるべきである。

1. 生材料については、加熱処理を行う前に粒子の大きさが最大 5 0 m m になるまで縮小させること。
2. 生材料については、湿熱 1 3 3 °C 以上の温度で、2 0 分、3 気圧の加熱処理を行うこと。

OIE International Animal Health Code

APPENDIX 3.6.3

Procedures for the reduction of infectivity of transmissible spongiform encephalopathy agents

Article 3.6.3.1.

The following procedure should be used to reduce the infectivity of any transmissible spongiform encephalopathy agents which may be present during the production of *meat-and-bone meal* containing ruminant proteins.

1. The raw material should be reduced to a maximum particle size of 50 mm before heating.
2. The raw material should be heated under saturated steam conditions to a temperature of not less than 133 °C for a minimum of 20 minutes at an absolute pressure of 3 bar.